

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介
～原審の判断を覆し差止請求が認められた裁判例～

平成29年（ネ）第10027号

控訴人：株式会社マネースクウェアHD

被控訴人：株式会社外為オンライン

2018年 9月 21日

執筆者 弁理士 田中 伸次

1. 概要

本件の控訴人（第1審原告）は、特許第5525082号の特許権（以下「本件特許権」又は「本件特許」といい、特許請求の範囲請求項1の発明を「本件発明1」という。）、特許第5650776号の特許権（特許請求の範囲請求項1の発明を「本件発明2」という。）及び特許第5826909号の特許権（請求項の特許請求の範囲請求項1の発明を「本件発明3」という。）を有する控訴人が、①被控訴人（第1審被告）の提供する別紙被告サービス目録記載1のサービス（以下「被告サービス1」という。）は本件発明1の技術的範囲に属する、②被控訴人の提供する同目録記載2のサービス（以下「被告サービス2」という。）に使用されているサーバは本件発明2及び3の各技術的範囲に属すると主張して、被控訴人に対し、特許法100条1項に基づき、被告サービス1の差止め及び被告サービス2に使用されているサーバの使用の差止めを求め訴訟を提起した。しかし、請求を棄却する判決がされたため、それを不服とした控訴人が原判決の取消し及び上記サーバの使用の差止めを求めた事案である。

裁判所は被告サービス2に対する差止請求については、請求の根拠となる本件発明3は分割要件違反の無効理由があるから、控訴人による差止めは認めなかった。被告サービス1については、原判決を変更し、控訴人の差止め請求を容認する判決をした。

2. 特許請求の範囲の記載

1) 本件発明1

本件発明1を分説すると、以下のようになる。以下の記載は、第1審の判決文からの引用である。

ア 本件発明1

- 1 A 相場価格が変動する金融商品の売買取引を管理する金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法であって、
- 1 B 売買を希望する前記金融商品の種類を選択するための情報と、前記金融商品の売買注文における、注文価格ごとの注文金額を示す情報と、前記金融商品の販

売注文価格又は購入注文価格としての一の注文価格を示す情報と、一の前記注文価格の前記金融商品を前記一の注文価格で販売した後に他の価格で購入した場合の利幅又は一の前記注文価格の前記金融商品を前記一の注文価格で購入した後に他の注文価格で販売した場合の利幅を示す情報と、前記注文が複数存在する場合における該注文同士の値幅を示す情報と、のそれぞれを、前記金融商品の売買注文を行うための売買注文申込情報として受信して受け付ける注文入力受付手順と、

- 1 C 該注文入力受付手順によって受け付けられた前記売買注文申込情報に基づいて、選択された前記種類の前記金融商品の注文情報を生成する注文情報生成手順と、
- 1 D 前記金融商品の前記相場価格の情報を取得する価格情報受信手順と、
- 1 E 前記売買注文申込情報における前記注文価格と前記利幅とに基づいて、前記他の注文価格を算出するための第二注文価格算出手順とを有し、
- 1 F 前記注文情報生成手順においては、前記売買注文申込情報に基づいて、前記注文情報として、同一種類の前記金融商品について、前記一の注文価格を一の最高価格として設定し、該一の最高価格より安値側に、それぞれの値幅が前記売買注文申込情報に含まれる前記値幅となるようにそれぞれの前記注文価格を設定し、設定されたそれぞれの前記注文価格としての第一注文価格について買いもしくは売りの指値注文を行う第一注文情報、前記第二注文価格算出手順において算出された前記他の価格を他の最高価格として設定し、該他の最高価格より安値側に、それぞれの前記第一注文に対し、購入又は販売が行われた前記第一注文に基づいて販売又は購入が行われたときの前記利幅が前記売買注文申込情報における前記利幅となるようにそれぞれの前記注文価格を設定し、該設定されたそれぞれの前記注文価格としての第二注文価格について前記買いの第一注文に対しては売りの、前記売りの第一注文に対しては買いの指値注文を行う第二注文情報からなる注文情報群を複数生成し、
- 1 G 生成された前記注文情報群を注文情報記録手段に記録し、
- 1 H 一の前記売買注文申込情報に基づいて生成されたそれぞれの前記注文情報群について、有効な注文である前記第一注文の前記第一注文価格と前記金融商品の相場価格とが一致し、次いで有効な注文である前記第二注文の前記第二注文価格と前記相場価格とが一致することで前記第一注文と前記第二注文とが約定した場合、次の前記注文情報群の前記第一注文情報を有効とし、約定した前記第一注文と同じ前記第一注文価格における前記第一注文の約定と、約定した前記第二注文と同じ前記第二注文価格における前記第二注文の約定とを繰り返し行わせるように設定することを特徴とする、
- 1 I 金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法。

本件発明は本件発明 1 は「売買を希望する前記金融商品の種類を選択するための情報（通貨ペアの情報。なお下線は筆者。以下同様。）と、前記金融商品の売買注文における、注文価格ごとの注文金額を示す情報（図 1 の 4 4 b）と、前記金融商品の販売注文価格又は購入注文価格としての一の注文価格を示す情報（図 1 の 4 4 a）と、一の前記注文価格の前記金融商品を前記一の注文価格で販売した後に他の価格で購入した場合の利幅又は一の前記注文価格の前記金融商品を前記一の注文価格で購入した後に他の注文価格で販売した場合の利幅を示す情報（図 1 の 4 4 e）と、前記注文が複数存在する場合における該注文同士の値幅を示す情報（図 1 の 4 4 c）と、のそれぞれを、前記金融商品の売買注文を行うための売買注文申込情報として受信して受け付け」、「前記売買注文申込情報に基づいて、前記注文情報として、同一種類の前記金融商品について、前記一の注文価格を一の最高価格（図 2 の 4 5 C 1 の買い注文の注文価格）として設定し、該一の最高価格より安値側に、それぞれの値幅が前記売買注文申込情報に含まれる前記値幅となるようにそれぞれの前記注文価格を設定し、設定されたそれぞれの前記注文価格としての第一注文価格について買いもしくは売りの指値注文を行う第一注文情報（4 5 C 1 の買い注文）、前記第二注文価格算出手順において算出された前記他の価格を他の最高価格（4 5 C 1 の売り注文の注文価格）として設定し、該他の最高価格より安値側に、それぞれの前記第一注文に対し、購入又は販売が行われた前記第一注文に基づいて販売又は購入が行われたときの前記利幅が前記売買注文申込情報における前記利幅となるようにそれぞれの前記注文価格を設定し、該設定されたそれぞれの前記注文価格としての第二注文価格について前記買いの第一注文に対しては売りの、前記売りの第一注文に対しては買いの指値注文を行う第二注文情報（4 5 C 1 の売り注文）からなる注文情報群（4 5 C 1）を複数生成」することにより、「顧客のリスクを軽減させうる指値注文を一の注文手続きにより簡易に行うことができ、顧客のシステム利用の利便性を向上させることができる。これにより、金融商品の指値注文における金融商品の取扱業者及び顧客の不利益を回避し、システムを利用する顧客が煩雑な注文手続きを行うことなく指値注文による取引を効率的かつ円滑に行うことができる」。

(a)

44

USD/JPY
指値 逆指値

買いトラップトレード®

スタート価格 44a

iFX Style 44b

注文金額 万(通貨) 44c

トラップ値幅 円 44d

トラップ本数 44e

利益金額指定 万円 44e

有効期限 44f

リピートIFD 44g

注文確認 閉じる 44i

※ 買い価格に近い注文価格の場合は注文が受け付けられない場合がございますのでご注意ください。

注文種別	売買	注文条件	注文価格	注文金額
新規	買	指値	109.90	10,000
新規	買	指値	109.80	10,000
新規	買	指値	109.70	10,000
新規	買	指値	109.60	10,000
新規	買	指値	109.50	10,000

44h

図1 本件特許に係る特許公報の図5 (a)

(b)

45

USD/JPY
指値 逆指値

買いトラップトレード®

スタート価格 109.90

iFX Style pro

注文金額 1 万(通貨)

トラップ値幅 0.10 円

トラップ本数 5

利益金額指定 5.0 万円

有効期限 無期限

リピートIFD 指定する

45a 注文 戻る

証拠金必要額: 1,023,615 円

※ リピートIFD (RIFD) 注文は取消されない限り、繰り返し注文されますのでご注意ください。また、必要な証拠金が不足した時点で、自動的にキャンセルされます。

注文種別	売買	注文条件	注文価格	注文金額
新規	買	指値	109.90	10,000
決済	売	指値	115.04	10,000
新規	買	指値	109.08	10,000
決済	売	指値	114.94	10,000
新規	買	指値	109.70	10,000
決済	売	指値	114.84	10,000
新規	買	指値	109.06	10,000
決済	売	指値	114.74	10,000
新規	買	指値	109.50	10,000
決済	売	指値	114.64	10,000

45b

45c1

45c2

45ck

図2 本件特許に係る特許公報の図5 (b)

2) 経過

本件発明1に係る特許出願(特願2013-78806号、以下、「本願」と記す。)の経過は、以下のとおりである。

- 平成25年 4月 4日 出願(特願2010-5151号の分割)、審査請求
- 平成25年11月29日 早期審査の申し出
- 平成25年12月11日 拒絶理由通知
- 平成26年 2月17日 意見書、補正書提出

平成26年 3月 5日 特許査定

平成26年 4月18日 登録

3. 被告サービス

被告サービス1は、以下のとおりである。以下の認定は、判決文からの引用である。

- (ア)被控訴人のウェブサイトで、「サイクル注文」を選択すると、「新規注文入力」と題する画面1が表示される。画面1では、顧客は、①「通貨ペア」、②「注文種類」、③「参考期間」、④「想定変動幅」、⑤「ポジション方向」及び⑥「対象資産(円)」の各情報を入力し、その後に同画面の「計算」ボタンをクリックすると、別の「新規注文入力」と題する画面2に遷移する。

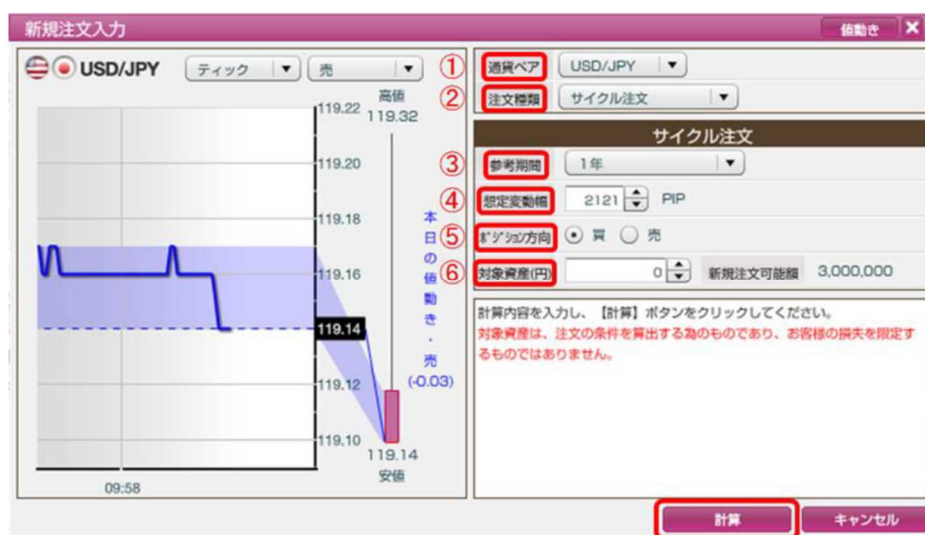


図3 画面1



図4 画面2

※図3及び図4は、判決文に引用されていたものである。

- (イ)画面2においては、画面1で顧客が入力した情報に基づく計算結果が、注文数、値幅、並びに、新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群として示される。各注文情報群の新規指定レートと利食いレートとの差は等しい。各注文情報群の新規指定レート及び利食いレートは、顧客において変更することができ、新規指定レート又は利食いレートを変更した場合、一の高値側の新規指定レートの値と一つ安値側の利食いレートの値は連動して変化するが、それ以外の新規指定レート及び利食いレートが自動的に変更されることはない。また、顧客は、画面2の「数量」入力欄に、注文希望数を、金額に相当する単位で入力する。顧客が画面2の「注文」ボタンをクリックすると、取引が開始する。顧客は、画面2の「戻る」ボタンをクリックして画面1に戻って前記①～⑥の情報を再入力することや、画面2の「キャンセル」ボタンをクリックして、注文をしないこととすることもできる。
- (ウ)上記の新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群は、新規指定レートのうち一番先頭の価格を最高価格としてより安値側にした複数の新規指定レートと利食いレートのうち一番先頭の価格を最高価格としてより安値側にした複数の利食いレートから成り、これら複数の新規指定レートと複数の利食いレートとは互いに売りと買いの関係にある。
- (エ)上記の複数の注文情報群は、取引のため金融商品取引管理システムに一旦格納されることとなる。
- (オ)取引が開始した後は、画面2で表示された複数の注文情報群全てにおいて、例えば、第一注文が買い注文で第二注文が売り注文である場合、それぞれの注文情報群の買

い注文は注文中、売り注文は待機とされ、ある注文情報群の買い注文が成約すれば、対応する売り注文が注文中とされ、売り注文が成約すれば、同一注文情報群の買い注文が再び注文中とされ、約定と注文が繰り返される構成となっている。

(カ)以上のとおり、被告サービス1は、あらかじめ指定した変動幅の中で、複数のイフダン注文を一度に同時発注し、決済成立後、あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文をシステムが自動的に繰り返し発注する連続注文機能を有するものである。

4. 控訴審での争点

控訴審での争点は種々あるが、本稿では被告サービス1に関して、本件発明1の構成要件1Bの充足性について取り上げる。

5. 被控訴人の主張と裁判所の判断

1) 「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」の充足性

a) 被控訴人は、本件明細書等1においては、顧客が「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」を含む五個の情報を入力する実施例のみが開示されていることから、これら五個の情報は、顧客が入力するものである、と主張した。

しかし裁判所は、構成要件1Bは、顧客が各情報を、プルダウンメニューから選択したり、キーボードで数字を打ち込んだりすることを要件としていないから、これらの操作と、画面上に示された情報を確認して実行することとを区別する理由はないとして、控訴人の主張を退けた。

b) 被控訴人は、人間である顧客が「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」を含む五個の情報を入力したといえるためには、入力した情報が「金融商品取引管理システム」によって、どのような情報として受け付けられるのかを分かる必要があるところ、被告サービス1ではそのような構成になっていない旨を主張した。

しかし裁判所は、上記認定のとおり、顧客は、被告サービス1の画面2において、画面2に表示された値幅及び利幅における注文をすることを決定して、「注文」ボタンをクリックするものであるから、被告サービス1において、顧客は、自ら望み具体的に認識した値幅及び利幅が、「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」として「金融商品取引管理システム」に受け付けられることを認識しているといえるとして、控訴人の主張を退けた。

c) 被控訴人は、「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」は、「金融商品取引管理システム」に入力されるものであるから、「金融商品取引管理システム」の

外部にあるものでなければならない、と主張した。

しかし裁判所は、被告サービス 1 においては、値幅と利幅が、「金融商品取引管理システム」の内部で何らかの算定式等に基づいて生成された情報であっても、情報が生成されれば直ちに売買注文申込情報となるのではなく、顧客が「注文」ボタンをクリックして初めて、売買注文申込情報として受け付けられるものである。このような値幅及び利幅について、「金融商品取引管理システム」の内部で生成された情報であることを理由に、「値幅を示す情報」「利幅を示す情報」に該当しないということとはできないとして、控訴人の主張を退けた。

2) 構成要件 1 B の充足性

- d) 被控訴人は、本件発明 1 においては、「売買注文申込情報」は、「注文情報を生成する」に先立って存在するので、いったん「注文情報」が生成され、そこから遡って「売買注文申込情報」を導き出し得たとしても、それは、構成要件 1 B の「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」並びに構成要件 1 C の充足性を論じる上で、何ら意味をなさない、と主張する。

しかし裁判所は、被告サービス 1 において、実際に注文される場合の売買注文申込情報は、画面 2 で顧客が「注文」ボタンをクリックしたときに入力され、受信して受け付けられ、後記(2)のとおり、その後、注文情報が生成される。顧客が①～⑥の情報を入力して画面 1 で「計算」ボタンをクリックしてから生成される情報は、あくまでも売買注文申込情報を生成するに当たってのいわば参考情報にすぎないものと解されるとして、控訴人の主張を退けた。

- e) 被控訴人は、本件発明 1 と被告サービス 1 は、金融商品の相場変動を正確に予測することができなくても F X 取引による所望の利益を得るという課題を、顧客に利幅及び値幅という専門的な知識が必要である情報を入力させることで解決するか、それともこれらの情報を入力させないまま解決するかという課題解決原理の違いがあり、利幅及び値幅を含む情報を顧客に入力させなくてもよいという解釈は、本件発明 1 の課題解決原理を無視するものである、と主張した。

しかし裁判所は、本件発明 1 は、上記課題を複数の注文情報群を繰り返し実行することによって解決したものであり、被告サービス 1 もこの構成をとるものである。それに加えて、被告サービス 1 は利幅及び値幅を含む情報を顧客に入力させなくてもよいという構成をとることにより、より上記課題解決を進めたものということができるとしても、この点をもって、被告サービス 1 が本件発明 1 の技術的範囲に属しないということとはできない。

f) 裁判所は、「画面2」において示され「注文」ボタンをクリックすることによって送られる情報のうち、「通貨ペア」、「数量」、及び「新規指定レートのうち一番先頭の価格」が、それぞれ、構成要件1Bにおける、「売買を希望する前記金融商品の種類を選択するための情報」、「前記金融商品の売買注文における、注文価格ごとの注文金額を示す情報」、及び「前記金融商品の販売注文価格又は購入注文価格としての一の注文価格を示す情報」に相当するといえ、これらの情報はいずれも売買注文に用いられるから、「金融商品の売買注文を行うための売買注文申込情報」であるといえる。

以上より、被告サービス1は、本件発明1の構成要件1Bを充足すると判断した。

6. 結論

裁判所は、被告サービス1は、本件発明1の技術的範囲に属するから、被控訴人が実施する被告サービス1に対する控訴人の差止請求を容認する判決をした。

7. 考察

本件においては、特許権者（控訴人）の請求を認める結果となった。そのような結果となった理由について、筆者の考えを述べる。

構成要件1Bは、「金融商品の種類を選択するための情報」、「注文金額を示す情報」、「一の注文価格を示す情報」、「利幅を示す情報」及び「値幅を示す情報」を、「受け付ける注文入力受付手順」である。

本件発明1に係る明細書（以下、単に「明細書」と記す。）においては、五つの情報を全てユーザが入力する実施の形態しか書かれてなく、その他の入力形態でもよいことが書かれていない。それにも関わらず、裁判所は、五つの情報全てがユーザにより入力したものであるとの限定的な記載はないと認定し、構成要件1Bの範囲を広く解釈した。

被控訴人は、被告サービス1における注文手順は、本件発明1での手順と違いについて、

入力した情報が「金融商品取引管理システム」によって、どのような情報として受け付けられるのかを分かる必要があるところ、被告サービス1ではそのような構成になっていない、

「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」は、「金融商品取引管理システム」に入力されるものであるから、「金融商品取引管理システム」の外部にあるものでなければならない、

本件発明1においては、「売買注文申込情報」は、「注文情報を生成する」に先立って存在するので、いったん「注文情報」が生成され、そこから遡って「売買注文申込情報」を導き出し得たとしても、それは、構成要件1Bの「値幅を示す情報」及び「利幅を示

す情報」並びに構成要件1Cの充足性を論じる上で、何ら意味をなさないとの主張もしたが、裁判所は認めなかった。

さらに被控訴人は、

顧客に利幅及び値幅という専門的な知識が必要である情報を入力させることで解決するか、それともこれらの情報を入力させないまま解決するかという課題解決原理の違いがあり、利幅及び値幅を含む情報を顧客に入力させなくてもよいという解釈は、本件発明1の課題解決原理を無視するものである

との主張もしたが、本件発明1は、上記課題を複数の注文情報群を繰り返し実行することによって解決したものであり、被告サービス1もこの構成をとるものであるとして、裁判所は認めなかった。

裁判所は、複数の注文を1回的な注文操作で行えることが、本件発明1のポイントであり、その点において被告サービス1は変わらないとの前提で判断したものと考える。

構成要件1Bの五つの情報のうち、被告サービス1では「金融商品の種類を選択するための情報」、「注文金額を示す情報」及び「一の注文価格を示す情報」をユーザは画面1で入力するが、「利幅を示す情報」及び「値幅を示す情報」は入力しない。画面2では数値が近接する2つの「新規指定レート」間の差額から、「値幅を示す情報」は把握できる。「新規指定レート」を変更することにより、「値幅」を変えられるから、「値幅を示す情報」をユーザは実質入力しているとの解釈は妥当であると考ええる。

しかし、「利幅を示す情報」はどうであろうか。「利幅を示す情報」とは、本件発明1においては「一ポジションごとの利益金額」であるところ、被告サービス1の画面2において、利益金額は「利食いレート」と「新規指定レート」との差額を計算し、その結果の値と対象資産額とを掛け算しないと求まらない。しかも、被告サービス1の画面2において、「利食いレート」の初期値と「新規指定レート」の初期値とから求まる差額は、「値幅」と同じである。

一方、本件発明1においては、実施の形態を考慮すれば、図1に示したように、注文画面において、利益金額をユーザが指定する。ユーザ指定した利益金額と、注文金額とから、利食いのレートが計算される。

しかし、被告サービス1はそのような発想はないため、「利幅を示す情報」をユーザが入力しないのである。

つまり、本件発明1ではポジション毎にユーザが指定した一定の利益額を確保できるように、反対売買注文を生成するのに対して、被告サービス1はポジション毎に一定の利益額を確保できるようにするが、利益金額の大小は考慮していない。

この違いを評価すれば、被告サービス1は本件発明1の技術的範囲に属さないといえるのではないかと筆者は考えるが、如何であろうか。

以上